

(鏡野町認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減事業) グループホームを利用するときの家賃軽減制度を始めます

鏡野町では、平成28年4月1日から、一定の要件を満たす方がグループホームを利用したときの家賃軽減事業を始めます。

1. 家賃の軽減対象となる方は、次のすべてに該当する人です。ただし、生活保護を受けている方を除きます。

- ①鏡野町の介護保険の被保険者であること
- ②介護保険料の滞納がないこと
- ③住民税非課税世帯の方で、配偶者も住民税非課税であること
- ④預貯金、有価証券等の金額が1000万円（夫婦の場合は2000万円）以下であること

2. 利用者が家賃軽減を受けるには

役場保健福祉課に「グループホーム家賃軽減申請書」を提出。（用紙は役場保健福祉課又は各振興センターにあります。ホームページからもダウンロードできます。）

必要な審査を行った後、家賃軽減決定（却下）通知書をお送りします。

送られた通知書はグループホームにご提示ください。軽減の対象となった方は、軽減額分を減額した金額が事業所から請求されることとなります。

申請に必要なもの

- ①グループホーム家賃軽減申請書
- ②印鑑
- ③預貯金等の金額が確認できるもの（通帳*。配偶者がいる場合は夫婦名義のすべての通帳等が必要です。）

※写しの場合は、銀行名・支店・口座番号・名義がわかる部分と、直近2か月前から最終残高が確認できる部分までが必要です。

対象となる預貯金等の種類	添付書類など
預貯金（普通・定期）	通帳の写し
有価証券	証券会社や銀行の口座残高の写し
口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属（金・銀の積立購入など）	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	証券会社等の口座残高の写し
現金（タンス預金）	自己申告
負債（ローンなど）	借用証書の写し

3. グループホームが家賃軽減事業の補助を受けるには

役場保健福祉課に「グループホーム家賃軽減申出書」を提出、利用者の家賃軽減決定通知書の内容に従い軽減を実施。翌月軽減を行った金額を保健福祉課に請求。

4. 軽減の額

区 分	所得段階	軽減額
第1号	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	1日につき600円
第2号	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1日につき300円

5. その他

- ①家賃の軽減は、平成28年4月以降の利用したときの費用が対象です。
- ②利用しているグループホームが家賃軽減事業を実施しない場合は、家賃の軽減を受けることはできません。
- ③軽減の期間は毎年8月1日から翌年の7月31日までです。引き続き軽減を受けようとする場合は、更新の手続きが必要です。
- ④偽りその他不正に軽減を受けた場合はその額の返還を命じることになります。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 介護保険係 電話 0868(54)2986 FAX 0868(54)2891

「まちづくり課」事務所移転のお知らせ

まちづくり課は、中央公民館の2階に事務所がりましたが、4月1日から庁舎2階に移転しましたのでお知らせします。

電話番号に変更はありません。

お問い合わせ先 鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982

